

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年度

栃木県内部統制評価報告書
に 係 る 審 査 意 見 書

栃 木 県 監 査 委 員

栃監査第67号

令和8（2026）年9月16日

栃木県知事 福田富一様

栃木県監査委員 鈴木英樹

岡本篤典

加藤雄次

小菅哲男

令和7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和8（2026）年6月1日付けで審査に付された令和7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目

次

令和 7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書

I 審査の概要

1 審査の対象	4
2 審査の着眼点	4
3 審査の実施内容	4

II 審査の結果及び意見

1 審査の結果	5
2 審査の意見	5

令和 7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書 に 係 る 審 査 意 見 書

I 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

「令和 7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書」

2 審 査 の 着 眼 点

監査委員による令和 7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書の審査は、栃木県知事が作成した内部統制評価報告書について、

- ・栃木県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ・内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

といった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

(1) 審査対象となる内部統制の評価範囲

対象事務	対象部局
財務会計に関する事務	知事部局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局・教育機関等、警察本部・警察署
個人情報等保護に関する事務 公文書管理に関する事務 情報セキュリティに関する事務	知事部局及び企業局

(2) 審査の実施方法

令和 7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書について、栃木県知事から報告を受け、「栃木県監査委員監査基準」（令和 2 年栃木県監査委員告示第 5 号）に基づき、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、関係部局に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

Ⅱ 審査の結果及び意見

1 審査の結果

令和 7（2025）年度栃木県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

2 審査の意見

報告書によると、全庁的なリスク評価項目については不備がなく、業務レベルのリスク評価項目については、制度や規定などの整備上の不備に該当するものはないものの、事務処理などの運用上の不備が 237項目確認された。このうち、財務会計及び公文書管理に関する 3 事案 10項目を運用上の重大な不備と判断している。

運用上の重大な不備は、業務管理システムに係る委託及び使用・賃借等における支払遅延等、事務局を担当した大会の誤った収支決算の報告、及びテレビ受信機能があるカーナビ付き公用車等におけるNHK放送受信契約の未締結・受信料未払いであった。制度等の理解促進、複数人によるチェック体制の強化など、組織全体で不備の発生を防ぐための取組を徹底し、今後同様な不備のないよう再発防止策を講じられたい。

また、対象事務ごとの不備発生状況は以下のとおりである。

(1) 財務会計に関する事務

当年度の不備発生件数（項目数）は、計上リスク項目数 8,819項目に対し、運用上の不備が 200項目、発生率が 2.3%であった。不備の主な内容は、調定時期の遅延、歳入手続きの誤り、支払遅延及び入札・見積執行方法の誤りであり、その一部は前年度と同様の内容であった。

なお、令和 7 年度から、各行政委員会等の財務会計に関する事務について、内部統制の評価対象に加わった。

(2) 個人情報等保護に関する事務(情報セキュリティに関する事務と共通のものを除く。)

当年度の不備発生件数(項目数)は、計上リスク項目数 1,019項目に対し、運用上の不備が 27項目、発生率が 2.6%であり、前年度から 0.3ポイント低下した。

不備の主な内容は、個人情報の誤送付・誤送信及び個人情報等の不適切な管理であり、前年度と同様の内容であった。

(3) 公文書管理に関する事務

当年度の不備発生件数(項目数)は、計上リスク項目数 811項目に対し、運用上の不備が 2項目、発生率が 0.2%であり、前年度から 0.1ポイント低下した。

不備の主な内容は、公文書の不適切な保管・取扱い及び不適切な廃棄・処分であり、その一部は前年度と同様の内容であった。

(4) 情報セキュリティに関する事務(個人情報等保護に関する事務と共通のものを除く。)

当年度の不備発生件数(項目数)は、計上リスク項目数 856項目に対し、運用上の不備が 4項目、発生率が 0.5%であり、前年度から 0.1ポイント増加した。

不備の主な内容は、電磁的記録媒体の不適切な保管・管理であり、前年度と同様の内容であった。

今後同様な不備の発生を未然に防止するため、各組織における日常的モニタリングの強化、制度所管課における研修等による注意喚起及びＩＣＴの活用など、様々な効果的な手法を組み合わせることにより、内部統制の機能強化に引き続き取り組まれない。